

# 平成26年第5回教育委員会

## 定例会会議録

平成26年5月12日

東久留米市教育委員会

## 平成26年第5回教育委員会定例会

平成26年5月12日午前9時33分開会

市役所7階 703会議室

- 議題 (1) 会議録署名委員の指名
- (4) 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について
- (5) 東久留米市立東中学校の体育館に関する今後の方針等について
- (6) 諸報告
- ①「平成26年度（平成25年度分）東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」について
- ②平成27年成人の日のつどいについて
- ③平成27年度～30年度小学校使用教科用図書の採択について
- 

### 出席委員（5人）

委員 長	尾 関 謙一郎
委員長第一職務代理者	矢 部 晶 代
委員長第二職務代理者	松 本 誠 一
委 員	名 取 はにわ
教 育 長	直 原 裕

---

### 東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長	東 淳 治
指 導 室 長	加 納 一 好
総 務 課 長	林 幸 雄
学 務 課 長	傳 智 則
生涯学習課長	市 澤 信 明
図 書 館 長	岡 野 知 子
主幹・統括指導主事	井 尻 郁 夫

---

### 事務局職員出席者

庶 務 係 長	鳥 越 富 貴
---------	---------

---

傍聴者 な し

## ◎開会及び開議の宣告

(開会 午前9時33分)

- 尾関委員長 これより平成26年第5回教育委員会定例会を開会します。本日は委員の全員出席であり、会議は成立しています。直ちに本日の会議を開きます。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めています。

---

## ◎会議録署名委員の指名

- 尾関委員長 日程第1、「会議録署名委員の指名」について。本日の署名は5番の名取委員をお願いします。
- 名取委員 はい。

---

## ◎議案の追加と会議の進め方

- 尾関委員長 日程第2に入る前に、議案の追加と会議の進め方について説明をお願いします。
- 林総務課長 追加の議案ですが、「議案第47号 東久留米市教育委員会職員の人事に係る事務の臨時代理の承認について」「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」「議案第50号 東久留米市立東中学校の体育館に関する今後の方針等について」の3件をお願いします。
- また、進め方についてですが、初めに人事案件の審議をお願いします。
- 尾関委員長 ただ今、議案3件の追加を行いたいこと、先に人事案件の審議を行いたいとの説明がありましたがよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、お手元に配付している新しい日程により進めさせていただきます。なお、人事案件については非公開の会議とします。

---

## ◎傍聴の確認

- 尾関委員長 本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
- 林総務課長 いらっしゃいません。
- 尾関委員長 おいでになりましたら、人事案件終了後にお入りいただきます。
- (公開しない会議を開催)  
(公開しない会議を閉じる)

---

## ◎議案第49号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 尾関委員長 日程第4、「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。
- 直原教育長 「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成26年5月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、「都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」が一部改正されたことに伴い、市の関連規則を改める必要があるためです。内容は担当課長から説明します。

○**傳学務課長** 非常勤特別職に該当する学校医、学校歯科医、学校薬剤師が公務中に事故に遭った場合は公務災害補償の対象となっています。この場合の補償算定の債務基礎額を改めるのが今回の改正になります。この基礎額は国の政令により定められますが、国の政令改正が行われたことに伴い東京都の条例が改正され、この都条例の改正に連動して市の規則を減額改正するというものです。金額は都条例とそろえることとなります。

なお、国の基準は国家公務員給与と連動していることから、今年3月まで実施された東日本大震災による国家公務員給与の特例減額措置の終了に伴う改定と同時改正となったため、見かけ上は国の基準額は増えている形になっています。しかし、国の基準額が増えた後でも、都の基準には及びません。資料のとおり、学校医、学校歯科医の5年未満の方は市と都の基準と同額の6,887円、国基準では5,943円。学校薬剤師では同じく5,664円であるところが、国基準では5,020円となっています。

○**尾関委員長** これで質疑を終わり、討論に入ります。委員の間で意見を交換していくことはありますか。なければ討論省略と認め、採決に入ります。「議案第49号 東久留米市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第49号は承認することに決しました。

---

#### ◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**尾関委員長** 日程第5、「議案第50号 東久留米市立東中学校の体育館に関する今後の方針等について」を議題とします。教育長から提案理由の説明を求めます。

○**直原教育長** 「議案第50号 東久留米市立東中学校の体育館に関する今後の方針等について」、上記議案を提出する。平成26年5月12日提出。東久留米市教育委員会教育長、直原裕。提案理由ですが、耐震上課題のある東中学校の体育館についての市教育委員会のこれまでの方針等を改める必要があるためです。内容は担当課長から説明します。

○**林総務課長** 議案の次のページをご覧ください。1点目は「東中学校の体育館に関する今後の方針」についてです。耐震上課題のある東中学校の体育館については、この間、旧第四小学校校舎跡地に新設する方向で検討を進めてきましたが、既存の体育館を耐震補強して使用を継続するよう方針を改めることとし、平成27年度に耐震補強工事の実施を目指すというものです。理由は、平成25年度には新設体育館の実施設計まで終了していますが、新設に要する経費を積算すると平成26年度予算要求ベースで約6億7,000万円に上ることが明らかとなり、市財政の現状から見て実施困難であること、既存の体育館の耐震強度は低く、現状のまま使用を継続することは適当でないこと、耐震補強に対する国庫補助の適用期限は平成27年度までとなっていることなどによるものです。文部科学省が目標とする平成27年度中に既存の体育館の耐震化を完了することを目指したいと思います。なお、既存の体育館の耐震化に伴い必要となる予算等については市長部局との調整を経た上で、適切な時期に要求したいと考えています。

2点目は「旧第四小学校の体育館の取り扱いについて」で、今年度中に取り壊すこととするという方針です。このことについては平成26年度当初予算要求の中で説明していますとともに、平成26年度の当初予算で可決されていますが、市民に利用されているところがあ

ります。また、旧第四小学校の校舎取り壊し後に新設体育館を建設し、その後に体育館を解体するというような方針もありました。その中で、今回の方針では東中学校は既存の体育館を活用するという方針とするため、旧第四小学校の体育館はI s値が非常に低いことから、取り壊す方針をそのまま継続したいというものです。なお、この取り壊しの際には、プールや市長部局が管理している旧学童保育所施設等も併せて取り壊す予定です。

資料をご覧ください。東中学校の体育館の関係からご説明します。図面をご覧ください。道路を挟んで向かい側は新座市になりますが、こちらに既存の体育館があります。所在地は新座市石神5-5、建築年月は昭和46年3月で、昭和50年5月に増築しています。構造は鉄骨造2階建て、敷地面積1,579m<sup>2</sup>、床面積933m<sup>2</sup>、I s値は0.44です。

この体育館を耐震補強する場合の概要ですが、鉄骨ブレースの増設、新設屋根水平ブレース10個所、屋根面の新設梁44個所、2層の新設梁4個所、既存ブレース撤去4個所、コンクリートブロック壁撤去38個所、ALC壁新設26個所、乾式壁新設10個所の工事を予定しています。工事費の見積りは平成23年度ベースでの積算になります。当時は1億1,748万円という見積りになりましたが、昨今の鋼材の値上がりや人件費の高騰を踏まえると工事費については再見積もりが必要となることと、当時の実施設計のままで良いのかについても現在検討しているところです。

「(4) これまでの検討の経緯」ですが、「東久留米市学校再編成計画(平成14年11月)」の中で、「小規模である第四小学校は第六小学校及び神宝小学校との統合を基本とし、今後も地域の状況等を正確に捉えながら進めます」と、計画にありました。平成19年8月には「東久留米市立学校再編成にかかる実施概要(基本プラン)」が制定されまして、この中で「移転後の第四小学校の敷地の大半を東中学校の校庭として活用するとともに、新座市に所在する同校体育館を敷地内に建設することにより、東中学校の教育環境を整備する。」と示されていますが、当時の基本プランの中で「あくまでもたたき台である」と表現されており、これに決定しているというものではありませんでした。また、「東部地域の小学校再編成(第四小学校の閉校)に向けた実施計画」が平成22年4月に策定されています。この計画の中でも「移転後の第四小学校の跡地の利用について、現時点では方向性が定まっていない。したがって、今後の教育環境等を見定め、検討していくものとする」と示されています。この間に、既存の東中学校の体育館の耐震補強に係る実施設計までが完了していましたが、旧四小校舎跡地に東中学校の体育館を新設するという方向性が示されてから、実施設計まで済んでいるのが平成25年度までの経過です。また、現体育館の耐震補強案については、平成23年度に先ほど申し上げたとおりの内容で出来上がっています。

今回、新設しようとした体育館ですが、規模としましては1,299.92m<sup>2</sup>、鉄骨造2階建てを予定しました。当初は想定工事費として3億8,220万円と見込んでいましたが、平成25年度の積算で26年度当初に要求した額は6億6,700万円になります。平成26年度予算編成時にはこの額になっていましたが、最近の状況からすると人件費の高騰、鋼材の高騰という背景が出ています。東日本大震災の災害復旧とともにオリンピックの開催を控え、かなり高騰してきているとの報道もあります。

先ほど図面をご覧くださいましたが、再度、最後の図面をご覧ください。現在どうなっているかが分かるものですが、旧四小学校校舎については既に解体が終了しており、その前の図面と比べていただくと校舎が無くなっていることが分かります。今回は旧第四小学校の体

育館、プール、その他施設の解体を予定しており、平成26年度予算の中で対応していきます。

図面を2枚戻っていただき、「建物の概要」をご覧ください。所在地は上の原2-1-29、建築年月は昭和47年3月、構造が鉄骨造2階建、敷地面積1万8,903m<sup>2</sup>、床面積810m<sup>2</sup>、I s値は0.19で、非常に低い数値になっています。このようなことから、先ほど議案の中で説明しましたとおりの方針に変更していきたいと考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○名取委員 私は去年の10月からの就任ですのでこれまでの経緯を知らないため、基本的なことを伺います。平成19年にはたたき台と言いながらも、「新座市にある体育館を第四小学校の敷地内に移転しよう、そこに建設しよう」と基本プランに示されていますが、その後耐震補強工事についてわざわざお金を使って積算しているのはなぜですか。耐震構造の積算に予算を使ったということは新座市にある既存の体育館を補強して使う方向もあったということになりますが、それは平成19年のたたき台とは違う方向になりますね。ということは、当初から方針は揺れていたということになりますか。一方、「新座市まで道路を渡って行くのでは危ない。せつかく、隣の小学校の校庭が使えるのだから、早く新しい体育館を敷地内に造りたい」ということはごく自然な話だと思います。その後の平成23年に耐震構造の積算をするということになるわけです。それが今になって復活したわけですね。でも、説明を聞くとそのままではなくて、また、見直さなければいけないとか、単価はかなり上がってしまっているという話があるのが不思議に感じました。

また、資料の(4)の③ですが、新設案があったのは平成24~25年度で、当初の見積り額が25年度になるとすごく上がっていますから、補強についても当初の23年度積算でいくわけではないですね。今になってかなり高騰してもこの補強工事の場合は多少補助金が見えるので、東久留米としても大丈夫という考えですか。その辺りが、今考えても無駄なお金を使ったような気がします。

○尾関委員長 暫時休憩します。

(休憩 9時57分)

(再開 10時02分)

休憩を閉じて議論を再開します。

○林総務課長 東中学校の既存の体育館は、平成18年度に耐震診断をしています。基本プランは平成19年8月に出されていますが、それ以前に耐震診断の実施は終わっています。その上で平成23年5月から24年2月にかけて、東中学校・南中学校・大門中学校3校分の耐震補強工事に伴う実施設計委託を実施しています。東中学校のみで委託をしたものではなく、この間、校舎や体育館等の耐震補強が必要ということで、順番に補強の実実施設計委託を行ってきました。その中で、東部地域の中学校の配置についての考え方がいろいろ出てきて、その中で、「東中学校の体育館を旧四小の校舎の跡地に建設する」という方向性も出てきました。そういった経過があり、東中学校の体育館の基本設計と実施設計を平成24年度、25年度で実施しましたが、結果的に非常に高額な建設費用がかかることになってしまいました。そういった経緯があり、今回の方針の変更をお願いしているものです。

○松本第二職務代理者 耐震補強を行う場合は27年度に補助が受けられるのですね。その割合はどうなっていますか。

○林総務課長 耐震補強に伴う国庫補助は、通常、3分の1ですが、平成27年度までについて

ては2分の1のかさ上げが行われていますので、その中で実施したいと考えています。

○尾関委員長 単純に半分になるということではないでしょうが、かなりの補助があるということですね。

○矢部第一職務代理者 それに伴って旧第四小学校の体育館とプールその他設備を取り壊した後の同校跡地の活用について、現時点での計画を伺います。

○林総務課長 解体後の跡地は、東中学校の校庭として活用したいと考えています。また、旧第四小学校の体育館については屋内施設として活用してきましたが、校庭になると、外でのスポーツへの活用ということも考えていきたいと思えます。

○矢部第一職務代理者 最後の図面を見ると、プールのところまでが運動場敷地というくくりになっていて、体育館のところは建物敷地としてくくられています。解体後に整地された場合には東中学校の校庭としてはどこまで利用できるのですか。また、市民が屋外の校庭としての貸し出し等でご利用いただけるスペースとしてはどのように生かされるのか、現時点で決まったことはありますか。

○林総務課長 具体的には生涯学習課と詰めていきますが、図面によると左側の第2グラウンドと呼んでいる部分になります。ここは現在も活用しており、「建物敷地」と書いてあるライン北側の部分は校舎があった部分です。ただ、壊した段階では完全に整地されてグラウンドとして活用できる状況にはないため、体育館解体後には活用できる状況に持っていきたいと考えています。プールからその他施設までの旧四小の校庭側については、そういった形での活用を図っていければと思います。

○矢部第一職務代理者 「旧第四小学校の統廃合に伴い東中学校の教育環境が良くなる」という説明の下に進めてきたわけですから、体育館はやむを得ず既存のものを使うということであっても、東中学校の運動面での設備が屋外で広がることと、旧第四小学校の体育館は使えなくなりますが、屋外活動として利用が広がるという良さが生かされればと思っています。しかし、そうなるを整地するための予算要求が必要になることが心配ですが、一步後退しても別の形で活用が広がって便利になっていけば良いと思いますので、その辺りの努力は引き続きお願いします。

○尾関委員長 ほかに質問のある方、あるいは意見でも結構です。

○松本第二職務代理者 私はこの方針については非常に残念に思っています。先生方はもちろん、保護者にも新設でいくとの説明は終わっているのにそれを変更するわけですから、他の案件でも前々から事務局にはお願いしていますが説明は丁寧にしていただきたいと思えます。しかし、体育館に行くのに、一般の公道を渡っていくというのはどうかと思います。昨年度の卒業式には東中に伺いましたが、雨が降って傘をさして移動する時などは本当に危険だと思えます。現時点での予算からすると厳しいのだろうと理解しますが、道路を渡らなくても体育館に行けるような状況を早く造っていかねばならないと思えます。

国庫補助を使って耐震工事を行うにしても倍ぐらいかかる可能性もあるわけです。また、今度その敷地を売却すればプライマリーバランスもそんなに悪くならなかったりすると思えます。

教育委員会が行う議論ではないと思えますが、役所が土地という資産を持っていても固定資産税は入ってきません。教育委員会からも市長部局へ、市全体の税収が上がるような方法を考えてもらい、なおかつ、市の教育にとっても明確な方向性が出せようをお願いします。

繰り返しますが、私としては、幾らかかろうが体育館は建ててあげたいと思います。個人が家を建てる場合には費用が工面できるまで待つという選択がありますが、公共施設の場合には、できないことをやるのも行政の仕事だと思っています。財政が厳しいのはよく理解しており納得はしますが、意見を言わせていただきました。

○尾関委員長 私からも一言申し上げます。一つは、今回の方針の決定については保護者及び地域の方々への説明をきちんとしてもらいたいと思います。これまでいろいろな経緯があったと、先ほど名取委員の質問に対して説明がありましたが、計画自体が外部環境の影響等で変わってきたという経緯があるわけですから、その辺も含めてきちんとした説明が必要だと思います。今後の問題としては東中学校生徒への配慮、道路の問題になると思います。極端な話ですが信号を付けるとか、きちんとした安全措置を取るということも含めて、東中学校生徒への対応を図ってもらいたいと思います。もう一つは、今まで第四小学校の体育館を使ってきた地域の人たちへの配慮もお願いしたいと思います。東中学校の体育館を使えるかどうかは別として、代替など便宜を図っていくことも必要ではないかと思います。

どちらにしても、これからの中学校の統廃合の問題等長期的な問題も含めて、教育委員会で検討していかなければならないと思いますので、それも含めて説明をきちんとしていきたい。

これで質疑を終わり、採決に入ります。「議案第50号 東久留米市立東中学校の体育館に関する今後の方針等について」を採決します。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員挙手であり、よって、議案第50号は承認することに決しました。

---

### ◎諸報告

○尾関委員長 日程第6、諸報告に入ります。「①平成26年度東久留米市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書」から、報告をお願いします。

○東教育部長 先ほど人事案件で、有識者お二人の委嘱の承認をいただきました。来月には、昨年に引き続き有識者からの依頼がありますので、報告書の内容についての説明会と市内の学校の視察を行う予定です。その時にはできる限り最終案に近い内容で報告したいと考えていますが、6月以降にならないと数値が確定しない部分もあるため、本日お配りした報告書はまだ調整中となっている部分が多く残っています。本日お配りした報告書の内容は、4月10日に開催した第7回臨時会において配布した時と、一部変更があります。本日と次回の6月4日に開催する第6回定例会では主に変更部分について報告させていただく予定です。

それでは、本日は変更のあった部分を担当から報告させていただきます。

○林総務課長 私からは報告書全般にかかわることを説明させていただきます。7ページの「4 東久留米市教育委員会の基本方針に基づく平成25年度主要施策の点検及び評価」の下線部分をご覧ください。「事務事業については市で行っている行政評価の対象となっているものに加え、それには含まれていないが目標を達成するために行っている取り組みについても掲載しています」を加えました。本報告書の評価対象を市の事務事業評価だけに限定すると事業がないところが出てきてしまうため、教育委員会で独自に行っている取り組みについても掲載しています。

- 傳学務課長** 学務課では、これまで調整中となっていた幾つかの項目について数値等の確定したところと、さらに39ページの【施策の方向】を修正しています。前回までの素案の中では松本委員からご指摘いただき26年度の目標として入っている「地場産農産物の積極的な活用」が前回の報告書には入っていたのですが25年度には入っていないので削除したこと、また、3月末にご審議いただいた「第二小学校の調理業務委託導入の検討について」を文言として加えさせていただきました。次のページの「取組内容」をご覧くださいと、「さらに、27年度から第二小学校に給食調理業務を導入すべく、導入計画の改定を行った」という文言も加えています。
- 加納指導室長** 大きな修正としましては、指導室では29ページの「子どもの読書活動の推進」があります。蔵書管理システムや学校司書にかかわって具体的な数字を入れています。評価についても主任学校司書についての部分を入れています。今後の方向についても、「蔵書管理システムと学校司書についてはさらに配置していく」と述べています。33ページの「⑤体験活動の充実」については事務事業が「小・中学校移動教室事業」となっていますが取組内容は別の内容になっていますので検討します。
- 市澤生涯学習課長** 生涯学習課の部分については指定管理者等の外部団体から数値が出てきていないところがあり、前回に続き「調整中」とさせていただきます。
- 岡野図書館長** 図書館の内容についてはほぼでき上がっていますが、数値が確定していないところがあるため「調整中」とし、すべて確定した時点で説明させていただきます。
- 尾関委員長** 何か伺うことはありますか。
- 矢部第一職務代理者** 全体にかかわることについて、改めて確認しておきたいと思います。昨年末から、教育目標と平成26年度の基本方針・施策の方向について時間をかけて検討してきました。その際、平成25年度を取組内容を評価対象とする「平成26年度点検評価報告書」についても同時並行で作業し、事務局から、「【施策の方向】についてはできるだけ現時点を取組内容を評価対象としたい。そのためには当初設定した【施策の方向】の一部を修正することになるが、それは必要な修正であると考えている。報告書の前書きでその旨を説明するなどして、実態に合った取り組みを評価するというので作業を進めていきたい」という説明がありました。本来は策定時点を取組内容を評価対象とすることが望ましいことですが、大きく現状と異なる状況となった場合には最低限、その部分の修正は行う必要はあるだろうということでわれわれも了解しました。施策の方向を修正した項目個々にその旨の説明は入れず、P3の(2)点検及び評価の対象のところの説明しているということですね。
- 東教育部長** そういうことで進めさせていただきました。
- 尾関委員長** 特になければこの件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。
- 市澤生涯学習課長** 資料の「平成27年成人の日の集い・開催概要について」をご覧ください。先ず、数字の修正をお願いします。1回目の各学区域の方「594人」を「590人」に変更をお願いします。日程は平成27年1月12日祝日・月曜日、1回目は午前11時から、2回目は午後2時から、いずれも場所は500人が収容できる生涯学習センターのホールになります。該当者は平成6年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた方で、5月1日現在の調査では1,195人、男性605人、女性590人です。昨年の対象者は1,119人で、男性560人、女性559人でした。当日の参加者は726人、男性375人、女性351人です。約65%の割合で参加をされています。式典への参加ですが1回

目は久留米中、西中、南中の卒業生で590人。2回目が東中、大門中、下里中、中央中の卒業生で605人です。「その他」ですが、平成26年までは、1回目の対象が久留米中、西中、下里中で505人。2回目が東中、南中、大門中、中央中で690人です。変更前・変更後の欄をご覧くださいと、1回目505人、2回目690人の場合は人数差が185人となり差異が出てきてしまい、去年は2回目には立ち見の方がいたという結果になっています。そこで、27年からは1回目と2回目の対象者数を平均にするため、対象中学校を変更し、南中と下里中の回を入れ替えています。変更後を見ると1回目590人、2回目605人となり、人数差は15人。おおむね均等となったと考えています。昨年の参加者の割合である約65%をもとに計算しています。また、約60人近い来賓の方がおいでになりますが、ホール席の立ち見は出さずに収容できると考えています。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 成人の日の集いを案内するタイミングを伺います。毎年、どこどこ中学校は第1回目、第2回目という前提で当日の予定を立てている方もいると思います。そのお知らせの時期が遅くなると混乱が生じると思いますので、お知らせの時期のタイミング、お知らせの仕方について伺います。

○市澤生涯学習課長 今回は昨年より少し早目、半年前ぐらいにはお知らせしていきたいと考えています。

○矢部第一職務代理者 この場で議論することではありませんが、特に女性の場合は早くから美容院や写真館等で予約をしています。案内を出した時に既にいろいろと決めてしまった方がいると混乱が生じますので、早目早目がよろしいと思います。

○市澤生涯学習課長 広報等で早めにお知らせをする予定です。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告をお願いします。

○加納指導室長 指導室からは、平成27年度から30年度の小学校主要教科用図書の採択について報告します。採択日は8月1日の教育委員会定例会で行います。教科用図書の展示は5月16日から30日までの2週間、教育センター及び中央図書館で開催します。教科書選定調査委員会については公募委員2人を含め、教科書選定調査委員会を5月15日、6月27日、7月4日の3回開催します。次に、教科別資料作成委員会については5月20日、5月27日、6月17日の3回開催します。学校見本本の巡回は資料のとおりとなっていますが、委員の皆様には7月14日から、教育委員控室で教科書をご覧くださいと予定になっています。

続いて、要項等をご覧ください。細目の中で変更した部分があります。1枚目の「第3各学校からの意見聴取」の部分です。(1)(2)の冒頭部分が「各学校は」となっていたところを「校長は、定められた期間に」「校長は調査した内容を」と変更しています。

(3)については前回のものから「校長は」となっていました。二つ目は2枚目にある「第7 その他 教科用図書採択に関する事務の関係図」です。ここに「東京都教育委員会の指導・助言」を入れました。こちらについては教科書無償措置法に基づきこのような文言になっています。6月下旬に東京都教育委員会が作成する教科書調査研究資料が送られてくるので、そちらの資料も参考にして採択していただくこととなります。

○尾関委員長 何か伺うことはありますか。

○矢部第一職務代理者 スケジュール表によると9日に抽選があったようですが、どれぐらい

の方の応募があったのですか。

○加納指導室長 定員2人のところ2人の応募がありましたので、その方々に決定しました。

○尾関委員長 この件は以上にとどめます。次の報告はありますか。

○林総務課長 資料はありませんが、教育振興基本計画について報告します。平成26年度での策定を目指し、25年度にはパブリックコメント等を実施してきました。現在、平成26年度に入り時点修正等を含めた精査を実施していますので、改めて策定委員会を開催し、最終案をつくった上で、教育委員会に諮っていきたいと考えていますのでご了解願います。

---

#### ◎閉会の宣告

○尾関委員長 以上で、平成26年第5回教育委員会定例会を閉会します。

(閉会 午前10時32分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年5月12日

委員長 尾関 謙一郎

署名委員 名取はにわ（自 書）